

市政トピックス

消防団年末警戒

安心安全課 防災係 (☎95)0160)

火災予防と放火等の犯罪を防止するため、知立市消防団による年末警戒を行います。

警戒中は、消防ポンプ車のスピーカーで、火災予防を呼びかける広報活動を行います。ご理解とご協力をお願いします。

▼とき 12月27日(火)～30日(金) 午後9時～午前1時
▼ところ 市内全域



「ミニバス」年末年始運行のご案内

ミニバスは12月31日(出)まで運行していますのでご利用ください。

なお、12月29日(休)～31日(出)は運行便数が通常よりも少なくなりますのでご注意ください。

各コースの運行は、ミニバスガイドやホームページ等でご確認ください。

○平成29年1月1日(祝)～3日(火)は運休です。

▶問合せ まちづくり課 まちづくり推進係 (☎95-0158)

車両通行規制時間帯変更のお知らせ

安心安全課 防犯交通係

(☎95)0115
安城警察署 (☎0566)760110)

知立小学校区の車両通行規制時間帯が12月26日(月)から変更になります。車両通行規制時間は

「変更前」

午前7時～9時、午後1時～4時

「変更後」

午前7時～8時30分、午後2時30分～4時と短縮されます。

※土・日曜日、祝日は全ての時間帯において規制解除となります

※車両通行規制区域については、ホームページをご覧ください。

知立山土地区画整理事業変更事業計画が縦覧できます

まちづくり課 区画整理係

(☎95)0130)

知立山土地区画整理事業の変更事業計画を縦覧します。

この変更事業計画で都市計画において定められた事項以外の事項について、意見のある利害関係者は、平成29年1月31日(火)までに愛知県知事に意見書を提出することができます。

▼縦覧期間 平成29年1月4日(水)～17日(火) 午前8時30分～午後5時15分

▼縦覧場所 まちづくり課 (市役所)

4階 土・日曜日および祝日は北玄関直室)

古紙類の出し方について

環境課 ごみ減量係 (☎95)0126)

不燃物処理場に古紙類を持ち込むときに、水などで濡れているとカビの発生や異臭の原因となりますので乾かしてから持ち込んでいただくようお願いいたします。

ハナガメ・タイワンハナガメを飼っていませんか

環境課 環境保全係 (☎95)0154)

中部地方環境事務所 野生生物課 (☎052)952139)

今、飼っているハナガメを飼い続けるためには、許可申請手続きが必要になります。

この亀は、外来生物法に基づく規制の対象(特定外来生物)となり、10月から、飼養(飼育)には許可が必要で、許可を受ければ飼育し続けることができます。寿命を迎えるまで大切に飼ってください。

▼許可手続き 平成29年3月までに中部地方環境事務所へ申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して郵送してください。
※申請書類は環境省のウェブサイトからダウンロードできます。

野焼き(野外焼却)行為の禁止について

環境課 環境保全係 (☎95)0154)

最近、野焼き(野外焼却)行為について「部屋に煙が入り、窓が開けられない」、「洗濯物に臭いがつく」などの問合せが多く寄せられます。

野焼き行為は「廃棄物の処理および清掃に関する法律」で禁止されています。違反した場合は、同法律で5年以下の懲役または、1千万円以下の罰金に科せられることがあります。※農業を営むためにやむを得ない作物残さ等の焼却行為は、例外的な行為に位置づけられますが、大量の煙や臭いが発生し、悪臭や煙害などで近隣住民に迷惑となる場合は、指導の対象となりますので、天候、風向き、時間帯など十分に注意を払ってください。

ウォーターパレスKC 臨時休館のお知らせ

施設メンテナンスのため、次の期間休館します。

▶平成29年1月8日(日)～31日(火)

※2月1日(水)から通常どおり開館いたします。

▶問合せ ウォーターパレス KC (☎24-6261)

TEL 0566-83-1111 (代表)
 ※問合せは知立市役所 FAX 0566-83-1141
 E-mail : info@city.chiryu.lg.jp

緑のカーテンコンテスト 結果発表

環境課 ごみ減量係 (☎95)0126)

市では、レジ袋削減推進に取組むため、市内の販売店にご協力いただき、レジ袋削減取組協力店としてレジ袋の有料販売を実施しています。その収益(レジ袋販売金額とレジ袋原価の差益)は、市へ寄付され、環境保全事業や環境教育事業に役立っています。

今夏もこの収益金を活用し、各ご家庭で節電や省エネに効果があるといわれている緑のカーテンを作製していただく「緑のカーテンコンテスト」を実施しました。

危険業務従事者叙勲受章者

叙勲受章者が11月3日付で発令されました。受章おめでとうございます。

瑞宝双光章 警察功労
高木 宏二氏 (南新地)

▶ 問合せ 協働推進課 秘書広報係 (☎95-0112)

○コンテスト結果(敬称略)

▼最優秀賞 相川弘

▼優秀賞 匿名希望

▼努力賞 遠藤建華、三浦直子、大西秀一、杉浦五一、柴田湊、他3人

今回も次の事業者(店舗)様から、昨年度分のレジ袋収益金をご寄付いただきました。これらの収益金は、引き続き環境保全・環境教育事業に活用します。ご寄付をいただきました事業者様には、厚くお礼を申し上げます。

▼平成27年度レジ袋収益金の寄付(敬称略)

ユニー株式会社

(アピタ知立店)

ピアゴ知立店

46万1千905円



3R促進ポスターコンクールの結果が発表されました

環境課 ごみ減量係 (☎95)0126)

3R(廃棄物の発生抑制(リデュース)、再利用(リユース)、再利用(リサイクル))を啓発・促進するために3R促進ポスターコンクールが今夏、環境省で開催され、小学生高学年の部で八ツ田小学校5年生の高木栄生さん、知立南小学校6年生の中島理久さん、中学生の部で知立南中学校3年生アプリゴ チャームさんのおめでとうございます。

今回3Rポスターコンクールには市内の小中学生から353人の応募がありました。ご協力ありがとうございました。次回以降の参加もよろしくお願ひします。



高木栄生さんの作品



中島理久さんの作品



アプリゴ チャームさんの作品

道路清掃ボランティア(道路愛護会) 募集

土木課 道路工務係 (☎95)0127)

道路は、通勤や通学、日常生活に

おいて子どもから高齢者までが利用する最も身近な公共施設の一つであり、また市民の共有の財産でもあります。道路を常に良好な状態に保つためには地域の皆さんの積極的なご協力が必要です。

市ではより良い交通環境の実現のために、道路の清掃ボランティア団体(道路愛護会)を募集しています。

○道路愛護会設立の条件

- ・活動区域100m以上
- ・構成員5人以上の団体であること

▼活動内容
 市が管理する道路で以下の活動を行っていただくこと。

- ・道路および側溝の清掃(月1回以上)
- ・除草および樹木の剪定(年2回以上)
- ・樹木の水やり(随時)
- ・路面、側溝、照明等の施設点検(随時)

知立なかよし保育園の縮小について

子ども課 保育係 (☎95)0121)

平成33年度から、知立なかよし保育園は現在の保育所を縮小し、3歳児の受入れを終了します。知立なかよし保育園へ入所申込される場合はご了承ください。

平成29年度放課後子ども教室について

学校教育課 学校教育係 (☎95)0136

平成29年度の放課後子ども教室の申込みを次のとおり受け付けます。変更点をご確認の上、各学校から配布される用紙で期限内に申込みしてください。

▼平成29年度からの変更点

- ・現1年生から5年生児童については4月の給食開始から教室を開始します。新1年生については、5月8日(月)から行います。
- ・夏休みなど、長期休業中は、放課後子ども教室を行いません。
- ・すべて保護者の迎えが必要です。
- ▼申込み

- ・現1年生から5年生については平成29年1月に各学校から申込用紙を配付します。利用予定の人は1月中に申込みをしてください。
- ・新1年生については、平成29年4月に申込用紙を配布します。期限までに申込みをしてください。

新入学児童・生徒学用品費等の就学援助制度入学前申請について

学校教育課 学校教育係 (☎95)0136

市では、経済的な理由等で就学が困難な小・中学生のご家庭に対し、学用品費や給食費等の経費を援助する、就学援助制度を行っています。

市民税の非課税または減免、国民年金保険料の免除、国民健康保険料

の減免、児童扶養手当の支給世帯等の一定基準を満たしているか、家計が生活保護に準ずる程度困窮しているかと教育委員会が認めた世帯に対し援助が実施されます。

平成29年4月に市内小・中学校に入学予定のご家庭について、前述の認定基準に該当すれば、入学準備に必要な学用品費などを3月頃に援助できる場合があります。

※申請時に知立市に住所を有し、入学時にも知立市に在住していることが要件です。

▼申請時期 平成29年1月10日(火)～31日(火)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日・祝日除く)

▼申請場所 【新小学一年生】市役所2階 学校教育課窓口⑭

【新中学一年生】在学中の小学校へ申請に必要なもの 印鑑、申請者(保護者)の振込口座のわかるもの、申請要件の確認できる証明書等 ※認定基準等詳細については、学校教育課または市ホームページで確認ください。

助産院や県外の医療機関で妊産婦・乳児健診を受ける人へ

保健センター (☎82)8211

健やかな妊娠・出産のために、定期的に妊婦健診を受け、母体の健康と胎児の成長を確認しましょう。

助産院や県外の医療機関で受診した場合、妊産婦・乳児健康診査分(診察と指定項目の検査費用)の自己負担額を、未使用の受診票の回数に応じて限度額の範囲内で助成します。申請時に受診票裏面の医療機関による健診結果の記載が必要になりますのでご注意ください。

▼助成対象 ①県外の医療機関で自己負担で受診した場合 ②助産院で自己負担で受診した場合 (県内で受診した場合も対象)

▼申請に必要なもの ①妊産婦・乳児健康診査費支給申請書(市ホームページからダウンロードできます。)

- ②母子手帳
- ③妊産婦・乳児健康診査受診票
- ・氏名・生年月日の記載があるもの
- ・医療機関の健診結果の記載があるもの
- ④口座のわかるもの(申請者と同名義のもの)
- ⑤領収書(原本の返却希望される人は原本と写しの両方をお持ちください)
- ⑥印鑑

妊娠に気づいたら早めに届出をしましょう

保健センター (☎82)8211

妊娠に気づき、診断を受け妊娠が確認できたら、すぐに届出をしましょう。また健やかな妊娠・出産のために、毎月1回(妊娠24週以降は2週間に1回、36週以降は1週間に1回)、定期的に妊婦健診を受け、母体の健康と胎児の成長を確認しま

しょう。母子手帳は保健センターで交付されています。毎週火・木曜日にはマタニティクラスとして、集団交付をしています。午前10時から母子手帳と妊産婦・乳児健康診査受診票(公費負担による受診券)交付の他、助産師等によるお話や妊娠中の様々な相談にもお答えしています。交付には1時間程度かかるため、お時間に余裕をもってお越しください。

※火曜日はポルトガル語通訳がいます。

新春講演会のご案内

知立市商工会 (☎81)0904

▼とき 平成29年1月11日(水) 午後4時～5時30分

▼ところ リリオ・コンサートホール

▼講師 カレーハウスCOCO 老番屋創業者 創業者特別顧問 宗次徳二氏

▼テーマ 「夢を持つな!目標を持って!」～小さな目標達成の繰り返しで、奇跡のような夢が実現する～ 経営の素人が1千400店舗余まで達成した宗次流の経営・商売に対する心構えや取組み姿勢、実践論をお話しいただきます。

▼入場料 無料(定員284人) ※知立市商工会へ事前申込みが必要です。



TEL 0566-83-1111 (代表)
 ※問合せは知立市役所 FAX 0566-83-1141
 E-mail : info@city.chiryu.lg.jp

労働保険加入のお願い (事業主の皆さんへ)

経済課 商工観光係 (☎95)0125
 刈谷公共職業安定所 (☎88)0040
 刈谷労働基準監督署 (☎21)4885

労働者(アルバイトを含む)を1人でも雇っている事業主は、労働保険(労災保険・雇用保険)に加入する義務があります。

労働保険は、労働者が不慮の業務上災害・通勤災害を被った場合、失業した場合、高齢者で賃金が低下した状態で継続して働いている場合、育児休業および介護休業の場合、自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に給付を受けることができます。また、事業主の皆さんにも各種助成金の対象となる制度です。

労働保険の諸手続きについては、労働保険事務組合や社会保険労務士を活用することもできます。また、加入手続きをとられていない事業主の皆さんは、今すぐ加入手続きをお願いします。

雇用保険の適用拡大等について

刈谷公共職業安定所 (☎88)0040

■事業主の皆さんへ(従業員の皆さんへもお知らせください。)

【平成29年1月1日以降、新たに65歳以上の労働者を雇った場合】

雇用保険の適用要件に該当する場合は、事業所管轄のハローワークに

「雇用保険被保険者資格取得届」を提出してください。

【12月末までに65歳以上の労働者を雇用し、平成29年1月1日以降も継続雇用している場合】

雇用保険の適用要件に該当する場合は、平成29年1月1日から雇用保険の適用対象となります。事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」を提出ください。※適用条件とは、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがあることをいいます。

■65歳以上で働いている(今後働く)皆さんへ

○平成29年1月1日以降、65歳以上の人が新たに就職した場合
 ○12月末までに65歳以上の人が就職し、平成29年1月1日以降も継続している場合

1週間の所定労働時間が20時間以上で、31日以上就労する見込みがある場合が対象となり、事業所が管轄のハローワークに届け出るようになります。

一定の要件を満たした場合は、失業給付を受けることができます。詳細は、ハローワークにお尋ねください。

「存知ですか」無期転換ルール

愛知労働局あいち雇用助成室

(☎052)6885758

愛知労働局雇用環境・均等部指導課

(☎052)2195509

平成25年に改正労働契約法が施行されたことに伴い、有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年(平成25年4月1日以後に開始する有期労働契約が対象です)を超えたときは、労働者の申込みで期間の定めのない労働契約に転換できるルール(無期転換ルール)が規定されました。本格的に行われる平成30年4月まで残り2年を切りました。有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えた時の対応の検討をお願いします。このルールは、有期労働契約の濫用的な利用を抑制し、労働者の雇用の安定を図ることを目的としています。

※厚生労働省ホームページ「有期労働者の円滑な無期転換のために」をご参照願います。
 ※非正規雇用の労働者のキャリアアップなどを促進するための助成金制度があります。

▼問合せ 無期転換ルールは愛知労働局雇用環境・均等部指導課、キャリアアップ助成金は愛知労働局あいち雇用助成室へ。

12月1日から洗濯表示が変わりました

経済課 商工観光係 (☎95)0125

衣類等の洗濯表示は、繊維製品品質表示規程で、JIS規格にならって表示することになっています。今までのJIS規格は日本独自のものでしたが、国際規格に合わせた改正

が行われ、12月1日から新しいJIS規格にならった表示に変更されました(それ以前に表示を行った製品は、そのままの表示で販売されます。)

新表示は、基本記号といくつかの付加記号や数字の組合せで構成されています。

基本記号は、「洗濯」「漂白」「乾燥」「アイロン」「クリーニング」「アイロン」「クリーニング」の5つです。付加記号は、処理・操作の「強さ、温度、禁止」を表します。表記の内容については、左記をご覧ください。

○詳しくは、消費者庁ホームページ
http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/laundry_symbols.html をご覧ください。

表示例	洗濯 漂白 乾燥 アイロン クリーニング
液温は40℃を限度とし、洗濯機で軽い洗濯ができる 強度+温度 底面温度200℃を限度としてアイロン仕上げができる 温度 タンブル乾燥禁止	 基本記号 付加記号 <強さ> 線なし(通常) 線(弱い) 二線(非常に弱い) <温度> 点(低温) 点々(中温) 点々々(高温) <禁止> X(禁止)
線は多い方が強い 点は多い方が高い と覚えましょう	